

多久市社会福社会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 2 9 号

多久市社会福社会館条例の一部を改正する条例

多久市社会福社会館条例（平成 1 7 年多久市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

第 7 条第 1 項第 2 号ア中「日曜日」の次に「及び土曜日」を加える。

第 1 0 条中「第 4 条第 3 号に該当する使用者」を「第 8 条第 1 項による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」に改める。

第 1 4 条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第 1 4 条とする。

第 1 2 条第 3 項中「還付」を「減免又は還付」に改め、同条を第 1 3 条とし、第 1 1 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の減免）

第 1 2 条 市長は、特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。

別表を次のように改める。

別表（第 1 0 条、第 1 3 条関係）

区分	使用料（1 時間につき）
会議研修室	3 0 0 円

研修室 1	3 0 0 円
研修室 2	1 4 0 円
備考	
1 使用料の額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額とする。	
2 使用時間は、準備及び原状回復に要する時間も含めたものとする。	
3 使用時間が 1 時間に満たない場合は、1 時間とする。	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。